

(款) 10総務費 (項) 5総務管理費 (目) 10文書広報費

◎建築等紛争調整の経費

建築等紛争調整事業

【 市民相談課 】

【総合計画上の位置づけ】

安全で快適な生活が送れるまち

市街地整備:まちづくりが計画的に進められていて、生活しやすい市街地が形成されているまち

【事業の目的】

対象 市民等

意図 建築等に係る紛争の予防及び調整により、良好な近隣関係の保持を図るため。

効果 建築等に伴う紛争を予防し、良好な近隣関係を保持し、安全で快適な生活が送れるようにする。

【事業の内容】

(1) 建築等紛争調整事業

- ・ 建築紛争相談業務として、近隣での建築に係る紛争の解決に資するため、相談員が「相談」「あっせん」による紛争の調整を行った。なお、相談については17件、延べ209回の相談を受けた。
- ・ 上記相談内容を建築等紛争調停委員会に報告した。

【事業費】

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
2,544	2,544	2,269		275

主な支出内訳

・ 建築等紛争調整事業

建築等紛争相談員報酬 1人

2,160

建築等紛争調停委員会委員報酬 10人

102

平成21年度事務事業評価シート

[illegible]

平成21年度事務事業評価シート

創意・工夫・課題等改善状況	課題・問題点	(20年度事務事業を実施するうえでの課題・問題点は、どのようなことでしたか) ・あっせん又は調停の手続きに至った案件はなかったが、仮に申し出があった場合には、相応の時間を要することとなるため、「鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例」に基づく開発事業の手続きとの調整が課題となる。
	創意・工夫・課題等の改善点 20年度の成果	(課題・問題点についてどのような創意工夫、改善をしましたか。また、どのような成果がありましたか) ・市民及び事業者の双方が相談しやすいように、建築等紛争相談員を配置し、中立的な立場で事案の相談に対応している。また、窓口においても、「鎌倉市開発事業等における手続き及び基準等に関する条例」に基づく事前相談の受付業務を行ない、紛争の未然防止に努めている。
	未解決の課題・問題点	(20年度事務事業の取組において対応(解決)できなかったものはどのようなことですか) ・開発事業等における近隣住民及び周辺住民からの要望が複雑多様化してきており、事業者との調整に多くの時間を要している。
	今後の方針 (対応・改善)	(上記対応できなかった課題・問題点について今後どのように対応(改善)していきますか) ・当事者に対して、条例の趣旨を十分説明するとともに、「条例の解釈と運用の手引き」を有効に活用することによって、効率的な処理を行なう。

一次評価(課長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 C:統合又は縮小 E:事業完了 B:現状のまま継続 D:廃止又は休止	B	改善の必要性
	事業者及び近隣住民等からの相談内容も複雑多様化してきているが、当面は現状のまま取り組むこととし、相談件数が著しく増加する場合には充実又は拡大する必要があると思われる。		
担当課長氏名		征矢 剛一郎	

二次評価(部長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 C:統合又は縮小 E:事業完了 B:現状のまま継続 D:廃止又は休止	B	改善の必要性
	当面は現状のまま取り組んでいくが、相談件数の増加によっては充実又は拡大していく必要がある。		
担当部名	経営企画部	部長名	小村 亮一